

令和7年度介護保険事業者等集団指導

共通事項④ ～公表制度について～

共通事項⑤ ～介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度について～

長野県健康福祉部介護支援課

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課

松本市健康福祉部高齢福祉課



共通事項④ ～公表制度について～

1. 介護サービス情報の公表制度について
2. 災害時情報共有システムについて

共通事項⑤～介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度について～

1. 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度について

共通事項④ ～公表制度について～

1.介護サービス情報の公表制度について

介護サービス情報の公表制度について①

目的

介護サービスの利用者・家族が、公表されたサービス事業者の情報を比較検討し、適切な事業者を評価・選択すること、及び事業所の努力が適切に評価され選択されることへの支援

公表内容

1

基本情報

- ①事業所の名称
- ②従業者に関するもの
- ③提供サービスの内容
- ④利用料等
- ⑤法人情報

2

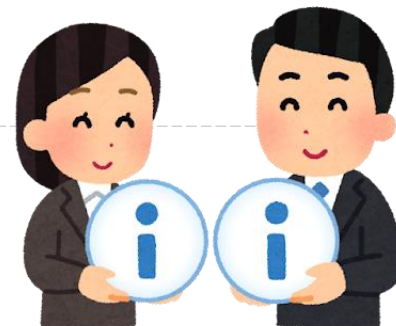
運営情報 (事業所運営に係る各種取組)

- ①利用者の権利擁護の取組
- ②サービスの質の確保への取組
- ③相談・苦情等への対応
- ④外部機関等との連携
- ⑤事業運営・管理の体制
- ⑥安全・衛生管理等の体制
- ⑦業務継続計画への取組
- ⑧高齢者虐待防止への取組
- ⑨身体的拘束等の廃止への取組
- ⑩財務諸表の公表状況
- ⑪その他（従業者の研修の状況等）

3

事業所の特色（任意）

- ✓提供サービスの詳細
- ✓従業員、利用者の情報
- ✓重要事項



介護サービス情報の公表制度について②



対象事業所

原則、**全ての介護サービス事業者**が報告の対象となります。
ただし、介護報酬が年間100万円以下の事業者や、災害等報告ができない正当な理由がある場合は報告の対象外です。



報告

毎年度（報告期限は報告依頼通知に記載）



未報告事業者への対応

期限までに介護サービス情報の報告を行わない場合は、**事業所名等を公表**することがあります。

次のような規定がありますので、**毎年度必ず報告**するようお願いします。

✓介護サービス情報の未報告、虚偽報告及び調査拒否等があった場合、知事は、報告を行うことや、内容の是正などの**改善命令**ができる。【介護保険法第115条の35第4項】

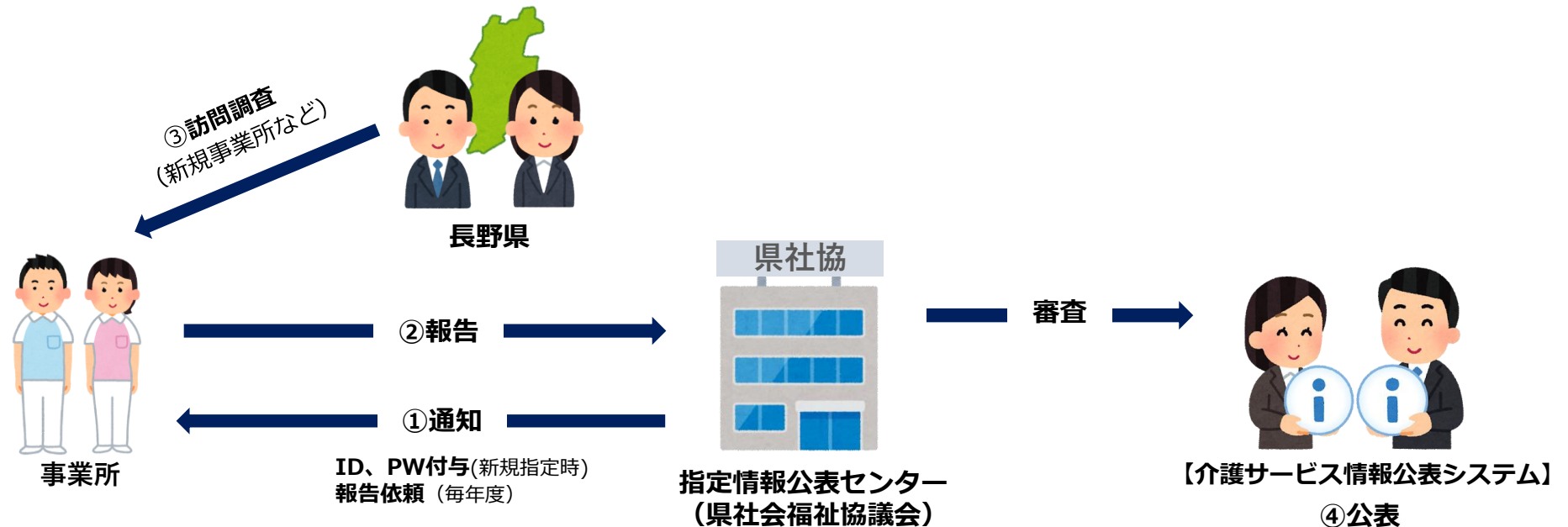
✓この命令に従わない場合は、**指定（許可）の取消し、指定（許可）の効力を停止**することができる。
【介護保険法第115条の35第6項及び第7項】



介護サービス情報の公表制度について③

公表までの流れ

- 1 **通知** 指定情報公表センターから事業所へ通知が届く
- 2 **報告** 事業所がインターネットで情報を入力・提出
- 3 **調査（必要に応じて）** 都道府県が訪問調査
- 4 **公表** 指定情報公表センターが内容を確認し、web上で公開



共通事項④ ～公表制度について～

2.災害時情報共有システムについて



災害時情報共有システムとは？

- ✓ **介護サービス情報公表システム**に追加された、**災害時の情報を共有する機能**です。
- ✓ 災害発生時に介護施設等の**被災状況を迅速かつ正確に把握・共有**し、国・県・市町村の速やかな支援につなげることを目的としています。



利用対象

- ✓ **情報公表システムの報告対象施設**（公表実績のある施設、これから公表を行う新規施設を含む）
 - ✓ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス
- ✓ ログインIDには、「**介護サービス情報公表制度**」における**事業所番号**を使用してください。
ただし、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウスは、特定施設入居者生活介護の指定の有無に関わらず、県が通知したIDとパスワードを使用してください。
 - ✓ 「緊急連絡先（担当者名・電話番号・メールアドレス）」は、災害時に迅速な連絡が取れるよう、**常に最新の情報へ更新**しておいてください。
 - ✓ 報告にあたっては、システム上すべての必須項目の選択が必要ですが、**再報告が可能**です。第一報では迅速性を優先するため、把握している範囲でご報告いただき、詳細については後ほど追加してください。
 - ✓ 万が一被災された場合は、「災害時情報共有システム」による報告と併せて、
 - ・**長野市・松本市**に所在する介護施設等は、**各市の担当部署**へ
 - ・**それ以外の地域**に所在する介護施設等は、**県保健福祉事務所福祉課**へそれぞれご報告をお願いします。



災害時情報共有システムについて②

報告の流れ

1 国による災害情報の登録

災害発生時又は台風など災害発生の際を要する状況となった場合、厚生労働省が、災害時情報共有システムに「災害情報」を登録

2 県から施設等への周知

厚生労働省から登録の連絡を受けた県が、直接または市町村を通じて、速やかに介護施設等へメール等により周知

県または市町村から連絡を受けた介護施設等が災害時情報共有システム上で被災状況を報告

【システムURL（長野県内事業者用）】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/20/index.php>

3 被害状況の報告

【報告手順概要】

「ログイン」→「1.被災状況の報告」→「報告する災害情報を選択」→「選択した災害の被災報告をする」→「被災状況の内容を入力」→「報告する」

*下記の県ホームページに、操作画面付きの手順概要があります
[参照：被災状況報告について(PDF)]

*** 被災時の迅速かつ適切な支援につなげるため、本システムによる報告に協力をお願いします。**

○詳細な情報については、県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/shisetsu/saigaihoukoku.html>

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉」
→「高齢者施設」→「災害発生時における被災状況の報告について」



共通事項⑤ ～介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度について～

1.介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度について

介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度について①



目的

介護保険法第115条の44の2に基づいて令和6年4月に創設。

介護事業者の経営状況を収集・分析し、国民や関係者に分かりやすく公表することで、介護サービスの質の向上や持続可能な制度運営を支援する。



報告内容

- 1 名称、所在地その他の基本情報
- 2 収益及び費用の内容
- 3 職員の職種別人員数その他の人員に関する事項

介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度について②



対象事業所

原則、**全ての介護サービス事業者**が報告の対象となります。

ただし、介護報酬が年間100万円以下の事業者や、災害等報告ができない正当な理由がある場合は報告の対象外です。



報告期限

毎会計年度終了後、**3か月以内**

※ 令和7年3月以降に終了する会計年度に係る経営情報の報告は、現在、国がシステムの改修を行っているため、報告の入力ができない状況となっています（令和7年9月現在）。

後日、システム再開時期や報告期間が初回報告時に登録したメールアドレスに連絡される予定であるため、お待ちください。

（国から事務連絡等により周知されましたら、県からも周知を行う予定です。）

- ✓ 介護サービス事業者経営情報の未報告又は虚偽報告があった場合、**知事は**、報告を行うことや、内容の是正に係る**改善命令ができる**。【介護保険法第115条の44の2第6項】
- ✓ この命令に従わない場合は、**指定（許可）の取消し、指定（許可）の効力を停止することができる**。【介護保険法第115条の44の2第8項及び第9項】



介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度について③

公表までの流れ

1 報告

介護サービス事業者は毎会計年度終了後に**介護サービス事業者経営情報データベースシステム**により都道府県知事に報告。

2 調査（必要に応じて）

都道府県知事は、介護サービス事業者の経営情報に関する調査及び分析を行い、厚生労働大臣に報告。

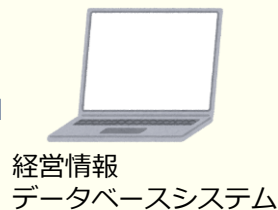
3 公表

厚生労働大臣は介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースを整備し、経営情報を把握・分析、結果を公表。

※制度の詳細は、厚生労働省HPをご覧ください。
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>)



②報告



長野県

②報告・提供



情報提供の求め



厚生労働省
国・厚生労働省



③公表



受講報告について

「説明動画の視聴＋資料の閲覧」→ 受講確認票の提出 → 出席となります。

提出方法

「ながの電子申請サービス（長野県）」より受講確認票を申請してください。

注意事項

- ✓ **同一事業所で複数のサービスを行っている事業所はサービス種別毎に報告をお願いします。**

（例：訪問介護及び通所介護事業所を運営している場合、訪問介護、通所介護それぞれのサービス種別毎で受講報告をお願いします。）

- ✓ 医療みなし事業所及び施設みなし事業所は本集団指導における受講対象に含みます。
- ✓ 居宅介護支援事業所、地域密着型サービス、総合事業サービスは本集団指導の受講対象から除きます。

（当該サービスの集団指導については、各指定権者（市町村、広域連合）へお問い合わせください。）

- ✓ 休止中の事業所は回答不要です。
- ✓ **長野市及び松本市所在の事業所については、各市に受講確認を報告してください。**

長野県への受講報告はこちら
の二次元コードから申請が
可能です

★受講確認票の提出締切日は**令和8年1月16日（金）**です。

（締切日以降は受付できなくなります。）

